

## 日本産科婦人科学会埼玉地方部会会則

第1条 本会は、日本産科婦人科学会埼玉地方部会と称し、社団法人日本産科婦人科学会に所属する。

第2条 本会の事務所は、社団法人埼玉県医師会内に置く。

第3条 本会の会員は、埼玉県内に居住または勤務する産婦人科医師及び本会が特に入会を認めた者をもって構成する。

第4条 本会は、社団法人日本産科婦人科学会の目的に沿い、且つ会員相互の親睦、連携を図るものとする。

第5条 本会の事業は埼玉県産婦人科医会が行い次の通りとする。

1. 産婦人科に関する学術の研究向上
2. 産婦人科医療の研究向上及び普及啓蒙
3. 産婦人科専門医制度の適正なる運営
4. 日本産科婦人科学会との連絡連携
5. その他本会の目的達成に必要な事項

第6条 本会に入会を希望する者は、入会願に履歴書を付し、埼玉県産婦人科医会に届け出て理事会の議決を得て、地方部会長の承認を得るものとする。また、本会を退会しようとする者は、退会届を埼玉県産婦人科医会に提出し地方部会長の承認を得るものとする。

第7条 会員は、本会所定の入会金及び会費並びに負担金を本会に納入しなければならない。

第8条 本会に次の役員を置く。役員は埼玉県産婦人科医会役員が兼務する。但し、地方部会長が必要と認めたときは下記理事の他、総会の承認を得て若干名の理事を推挙することができる。役員選出に関する規定は別に定める。

地方部会長 1人

副部会長 3ないし4人

理事 13ないし15人

監事 2人

第9条 地方部会長は会務を総理し本会を代表する。副部会長は、地方部会長を補佐し、会務を分担統轄し、地方部会長事故あるときはその職務を代行する。理事は会務を分担掌理し、各地区との連繋を保つ。監事は会務を監査する。

第10条 役員の任期は2年とし留任を妨げない。但し補欠で就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 本会に次の委員と幹事を置く。

(1) 地区委員 埼玉県産婦人科医会地区委員が兼務する。

(2) 幹事 埼玉県産婦人科医会幹事が兼務する。

地区委員、幹事の任期は役員の任期による。

第12条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は、総会の承認を得て地方部会長が委嘱し、その任期は役員の任期による。

第13条 総会は定例及び臨時総会とし、埼玉県産婦人科医会総会をもって代行する。

第14条 理事会は地方部会長、副部会長、理事をもって組織し、埼玉県産婦人科医会理事会をもって代行する。監事は理事会に出席するものとする。次の事項は理事会の議決を得なければならない。

1. 総会に提案すべき事項
2. 会務執行に関する事項
3. 地方部会長が特に必要と認める事項

第15条 地方部会長は必要に応じ幹事、顧問及び参与に対して理事会への出席を求める、意見を徴することができる。

第16条 地方部会長は、本会の円滑な運営に資するため各部及び各種委員会を設け事業を行なうものとする。それぞれの長は、理事が担当し、幹事は理事の推薦により地方部会長が委嘱する。また、地方部会長は、任務遂行上必要と認めるとときは理事会の議決を得て特別な委員会を設け委員を委嘱することができる。特別委員会の委員は理事会に出席し所管事項に関し意見を述べることができる。

第17条 本会は、日本産科婦人科学会埼玉地方部会学術集会を年2回以上地方部会長が主催してこれを開催する。この学術集会には準会員、臨時会員も出席して発言することができる。

第18条 本会の経費は埼玉県産婦人科医会の運用財産をもって支弁する。

第19条 本会の会費は年1回徴収する。理由なく2カ年以上経費を納入しないときは自然退会とみなすことができる。本会の会員として10年を経過し、前年度末現在で77歳以上の会員及び特別な理由がある者は理事会の議決を得て会費を免除することができる。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第21条 本会は次の機関誌を発行し、会員はこれに投稿することができる。

1. 日本産科婦人科学会埼玉地方部会会誌

本会の発行する機関誌は会員に1部ずつ無料配布する。但し、特に希望する者は有料とする。

第22条 本会の名誉を傷つけ或いは本会会員としての義務を著しく怠った者は、理事会の議決を得て除名することができる。

附則 1. この会則は昭和55年11月30日より施行する。

2. 昭和62年4月17日一部改正
3. 平成6年5月25日一部改正
4. 平成12年12月6日一部改正
5. 平成14年3月20日一部改正

## 施行細則

### 【会員規定】

1. 埼玉県産婦人科医会会員規定による。

### 【役員選出規定】

1. 地方部会長は埼玉県産婦人科医会総会の承認を得て選出する。地方部会長の任期は日本産科婦人科学会の任期に準ずる。

2. その他役員は埼玉県産婦人科医会役員が兼務する。

### 【代議員選出規定】

1. 日本産科婦人科学会代議員の選出方法は、埼玉県産婦人科医会会則施行細則による。

附則 1. 平成12年12月6日一部改正

2. 平成14年3月20日一部改正